

高鍋町告示第45号

平成29年第1回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年9月28日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 平成29年10月4日(水)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 池田 堯君 | 水町 茂君 |
| 山本 隆俊君 | 津曲 牧子君 |
| 岩村 道章君 | 岩崎 信や君 |
| 緒方 直樹君 | 柏木 忠典君 |
| 後藤 正弘君 | 中村 末子君 |
| 黒木 博行君 | 黒木 正建君 |
| 春成 勇君 | 八代 輝幸君 |
| 青木 善明君 | 永友 良和君 |

○応招しなかった議員

平成29年 第1回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

平成29年10月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成29年10月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)
[平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)]
日程第4 議案第55号 高鍋町工業用地造成事業建物解体工事請負契約について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)
[平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)]
日程第4 議案第55号 高鍋町工業用地造成事業建物解体工事請負契約について
-

出席議員(16名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 池田 堯君 | 2番 水町 茂君 |
| 3番 山本 隆俊君 | 5番 津曲 牧子君 |
| 6番 岩村 道章君 | 7番 岩崎 信や君 |
| 8番 緒方 直樹君 | 10番 柏木 忠典君 |
| 11番 後藤 正弘君 | 12番 中村 末子君 |
| 13番 黒木 博行君 | 14番 黒木 正建君 |
| 15番 春成 勇君 | 16番 八代 輝幸君 |
| 17番 青木 善明君 | 18番 永友 良和君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------------------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 町長 | …………… | 黒木 敏之君 | 副町長 | …………… | 児玉 洋一君 |
| 教育長 | …………… | 島埜内 遵君 | 教育委員長 | …………… | 黒木 知文君 |
| 農業委員会会長 | …………… | 坂本 弘志君 | 代表監査委員 | …………… | 黒木 輝幸君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | …………… | | | …………… | 河野 辰己君 |
| 政策推進課長 | …………… | 三嶋 俊宏君 | 建設管理課長 | …………… | 恵利 弘一君 |
| 農業委員会事務局長 | … | 鳥井 和昭君 | 産業振興課長 | …………… | 渡部 忠士君 |
| 会計管理者兼会計課長 | … | 横山 英二君 | 町民生活課長 | …………… | 山下 美穂君 |
| 健康保険課長 | …………… | 徳永 恵子君 | 福祉課長 | …………… | 中里 祐二君 |
| 税務課長 | …………… | 杉 英樹君 | 上下水道課長 | …………… | 吉田 聖彦君 |
| 教育総務課長 | …………… | 野中 康弘君 | 社会教育課長 | …………… | 稲井 義人君 |

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から平成29年第1回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。

第1回臨時会の招集により、9月29日午前10時より第3会議室において、委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3人が出席、議会事務局から日程説明など2名が参加して、議会運営委員会が開かれました。

提案されたのは、衆議院解散に伴う選挙費用に関して、（専決第4号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕と、南九州学園との土地契約が終了したことにより、建物解体を行う工事請負契約1件です。

執行部の説明の後、委員からの意見はなく、日程説明の後も意見はなく、臨時会を開くことに全員意見の一致を見ましたので御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、岩村道章議員、7番、岩崎信や議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日10月4日の1日間にしたいと思

いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日10月4日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第54号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第54号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第54号（専決第4号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、衆議院の解散に伴い、10月22日に執行される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を補正するもので、選挙の準備を早急に行う必要があります。専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ990万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億8,068万7,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は、選挙の執行に要する諸経費で、財源といたしましては県支出金でございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） それでは、詳細説明を申し上げます。

まず、歳出について説明申し上げます。予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

衆議院議員選挙費でございますが、報酬は、選挙管理委員4人、投開票管理者7人、立会人34人等の報酬でございます。職員手当等は、事務局職員の時間外手当、賃金は、事務補助職員2人とパート職員4人分の賃金、報償費は、投開票事務従事や投票啓発に対する謝礼等、旅費は、選挙管理委員会出席に対する費用弁償、需用費は、選挙事務に係る消耗品費、入場券印刷代等、役務費は、入場券送付用切手代、投票用紙計数機点検手数料等、委託料は、ポスター掲示75箇所分の掲示板作成・設置・管理・撤去の委託、使用料及び賃借料は、投票所5箇所の借上料、個人演説会2回分の会場借上料等でございます。

歳出は以上でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、県支出金の衆議院議員選挙委託金を計上しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 選挙については専決はやむを得ないと見ておりますが、この予算では職員の時間外が出ているが、何人の職員の時間外を見ているのか。投票、そして開票立ち会いについての選任についてはどのような方法をとっているのか。期日前を含めてお答え願いたいと思います。

報償費の内容の中で、啓発及びポスターの掲示場、謝礼についての基準の定めはあるのかどうかお伺いします。

委託料でポスター掲示板設置委託がありますが、私も選挙される立場として確認をしたいと思います。掲示板に張られているポスターについては、外さなければならないのか。もし外すとしたら、掲示板の板を外しやすいものへの変更をすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河野 辰己君） お答えいたします。

まず、時間外勤務手当についてでございますが、事務局職員及びその他の職員合わせまして、延べ136人分の費用を見込んでおります。

次に、投開票立会人についてでございますが、期日前投票立会人につきましては、高鍋町明るい選挙推進協議会委員の方々にお願いをしております。

また、選挙当日の立会人につきましては、これまで経験していただいた方々や地区の方をよく知っておられる公民館長、行政事務連絡員、民生委員、児童委員等の方々にお願いをしております。

次に、報償費についてでございますが、臨時啓発やポスター掲示場の謝礼につきましては、特段の定めはございません。社会通念上、妥当と認められる額を支出をしております。

次に、ポスター掲示場設置管理委託についてでございますが、ポスターの管理は、基本的には候補者の方々にお願いをしておりますので、撤去につきましても候補者の方々にお願いをしておるところでございます。

掲示板の素材変更につきましては、他の自治体の状況調査を行いまして、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに

賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第54号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕は、承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第55号

- 議長（永友 良和） 次に、日程第4、議案第55号高鍋町工業用地造成事業建物解体工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 議案第55号高鍋町工業用地造成事業建物解体工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の※決議に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の※決議を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。——議会の決議と申しましたが、議決と訂正させていただきます。失礼します。

- 議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（河野 辰己君） 高鍋町工業用地造成事業建物解体工事について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、高鍋町工業用地造成事業建物解体工事、工事場所は高鍋町大字南高鍋字高岡、契約の方法は指名競争入札、契約金額は3億5,316万円、契約の相手方は、住所が高鍋町大字北高鍋4750番地、株式会社増田工務店代表取締役社長増田秀文でございます。

なお、この工事につきましては、平成29年9月19日に指名競争入札を行っております。

参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社増田工務店、株式会社志多組、株式会社坂下組、株式会社桑原建設、柴坂建設株式会社、吉原建設株式会社の6社でございます。

指名基準につきましては、建物の解体工事ということでありまして、とび・土工工事の特定建設業の許可を受けている業者を指名しております。

以上でございます。

- 議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

- 12番（中村 末子君） 請負契約の請負金額というのは、上限価格の何%で落札をされたんでしょうか。

解体するに当たって、南九州学園との土地売買契約の第4条における、まだ南九州学園

※後段に訂正あり

の土地として名義変更されていない土地の上に建っている建物はないのか、できれば図面でお示し願いたいと思います。議長、図面の提供を求めたいと思います。

これは確認ですが、更地として売るべきはずの土地を高鍋町が解体するに当たり、南九州学園側の負担はなぜ全額出ないのかお伺いします。

解体する業者の解体後の瓦れきの捨て場は確保されていることは確認されているのか。また、それを運搬する場合、地元住民への理解は得られているのかお伺いしたいと思います。

なお、議長、先ほども申し上げましたけれども、図面でお示し願いたいと思いますが、執行部は出せるでしょうか。

○議長（永友 良和） 只今、中村議員の質疑の中で図面についての依頼がありましたが、執行部のほうは準備できますか。

できるということですので、ここで準備する間、しばらく休憩をとりたいと思います。午前10時25分より再開いたします。

午前10時15分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの12番、中村末子議員より質疑がありました件に対して、答弁をお願いいたします。副町長。

○副町長（児玉 洋一君） お答えいたします。

お配りしました図面をごらんいただきたいと思います。御説明申し上げます。

まず、名義変更されていない土地の上に建っている建物はないかというお尋ねでございました。ごらんのとおり、この図面上、緑の、グリーンの色をかけているのが個人名義、名義変更まだされていない土地でございます。ここを見ただけですと、この上に一部建物が建っている箇所が3箇所ほどございます。ただ、この個人名義の土地に建っている建物を解体することについては、法的に問題はないということを確認しております。

次に、建物解体工事における南九州学園側の負担割合についてということでお尋ねですが、前回もお答えしておりますが、本来、更地での購入が基本というふうには考えておりました。ただ、今回の契約については、高鍋町が購入、解体をしたほうが期間的に短縮できるということを判断をしまして、南九州学園から土地を購入をしたということでございます。

建物の解体に当たりましては、約4億円を見込んでおりましたが、一部負担について南九州学園さんと交渉させていただきました。その結果、工事費の半額、ただし、上限を1億5,000万円を負担するという、交渉の結果、そういうふうになったということでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 本工事請負契約についての落札率は94.87%でありました。

以上です。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 瓦れきの捨て場については、確保されていることを確認しております。

また、地元住民には、説明会の中で、地元者や通学生の安全確保を優先に考え、契約業者と協議を行い、地元の説明するというところで理解を得ているところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 町長に私は、西中の運動会に出席された折に、南九大に残されている備品についてお伺いしました。記憶があるでしょうけれども、9月8日に仮契約を結び、中にある備品についての所有権も当然高鍋町のものであると思いますが、この処分については、現在どのような進捗となっているのかお伺いしたいと思います。

南九大の建物及び中にある備品などについて、私は特に、図書室と言うべきなのか、図書館と言うべきなのかわかりませんが、あの施設というのは、見る限り、本当にあれは高鍋町に残してほしいと思うような施設であります。

私は、今から、まだキヤノンもお見えになってないときから、企業側に、高鍋町へあそこをきちんと残していただいて、何とか高鍋町のために役立ててほしいというのは大変厚かましいお願いであるとはよくよく承知した上で、町長のほうからその分を御配慮願えないかということ、できればキヤノン側のほうにお伝え願えればいいかなと思っていますところ。

というのは、あの図書館というのは、図書室というのは、見ていただいたら、今の現在の状況を見ていただいたらわかるように、本当に高鍋町の図書館をあそこに移転したらいいんだろうと思うぐらい、これは私だけでなく、あそこを見た人は全て意見が一致している状況なんですね。

だから、備品の持ち出しについても、私はとやかく言うものではありませんけれど、できれば町民の皆さんにあそこを一時的でも開放して、できるだけ町民の皆さんに広く、例えば公民館などで机が欲しい、椅子が欲しい、あれが欲しいという、冷蔵庫などもありました。だから、そういう物が欲しいという町民の、いわゆる公民館長さんを含め、行政事務連絡員さんなり要職にある方は、あれを見たら、本当に欲しい物がたくさんあるんじゃないかなというふうに思いました。

捨てればごみです。しかし、町民の皆さんに、こういうふうにして、高鍋町が一旦買上げましたよ。中を見てください。これで南九州大学ともお別れですと。しかし、新しいキヤノンという企業がここに来る予定になっております。だから、皆さん、ぜひお別れ会をしてくださいと。そのようなお考えがなかったのかどうか、私非常に残念に思うんです

ね。

これまでの南九州大学とのおつき合いを含め、そしてこれから新しく来るであろうキヤノンのことを考えたときに、高鍋町民にとって何が一番よくて、どうすればこれからキヤノンとお互いに手を携えて、キヤノンが企業として高鍋町にどれだけ貢献していただけるか、私たちはここでしっかりと話し合いをしていかないといけないんじゃないかなというふうに思うんです。

いろんな分野において、私は町長に対して、そういう形でお願いをしたいと思います。2回目ですので、町長のお答えを聞いて、あと3回目を質疑させていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 議員の言われる備品等の有効活用ということだと思います。実際、町ですとか、学校、保育園のほうには御連絡をしまして、備品等の必要な物があればどうぞということで、あそこの提供といいますか、回収といいますか、備品の処分についてふれさせていただきました。ただ、町民の方々にはそこまではしなかったというのは事実でございます。

それは、もうすぐ解体をしなきゃいけないということもありまして、時間的に問題があるということと、町民全員が皆さん行かれると、大変な混乱を招くのではないかということの判断の結果でございます。

ただ、公共施設等には、必要な物は回収できるように、備品の提供はさせていただきました。

ただ、まだ残った備品はございます。それについては、今、処理業者のほうに適正な処理をしていただけるよう、今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） もう一点、図書室についてはお考えはどうでしょう。町長。

○町長（黒木 敏之君） 必要な物、あの場所から運び出していい物については、今副町長からの答弁であったとおりでございます。

キヤノン様に、この図書館等を利用させていただけないかというのは、解体まではそうでしょうけど、ちょうど工場のメインの場所になりますので、あの建物を残してくれとかというのは、まず言えないだろうと思いますので、言ってもいいんですが、まずそれは通らないことだというふうに思います。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私、今の町長の答弁を聞いて、非常に残念に思うんです。なぜ運動会の話を持ち出したかわかりますか。あのときに私が申し上げたのは、備品でも、あそこはいっぱいあると、以前に見たときに。ああいういい物を全部処分するのはもったいないと。だから、早くに町民の皆さんにお知らせをして、できるだけ広く、町の財産である、ひいて言えば町民の財産なんですね。私の財産でもないし、町長の財産でもないし、

町民の財産なんです、高鍋町の財産は。

そういう意味からして考えたときには、一呼吸を置いていただいて、今のような答弁ではなく、それはわかります。私だって考えれば、あそこがメインのところであるということも十分承知していますよ。でも、会長が見えたときに、体育館は残してほしい、そしてあの温室は残してほしいとか、そういうふうにおっしゃったそうです。それは町長の口から聞きましたよ、ちゃんと私は。そういうふうにおっしゃったのであれば、私は、企業の地域に果たす貢献度というのが必ず残されているんですね、今の企業には求められているんですね。

そういうことを考えたときに、こういう要望が出たんですがと、だめでもともとで、しっかりと行っていく立場。町長は、町民の側を向いて仕事をしているのか、それとも企業の側を向いて仕事をしているのかということにもなると思うんです。

だから、だめだろうと私も思います。だからといって言わないで済ませたらいけない。そこで一言しっかりと食い下がっていく。ひょっとしたら後になって、こういう変更ができたのとか、そういう意見があったらよかったのにつて。もしそういう話になったときに、後になってから言ってくればよかったのという話とか出てきたときには、非常に悲しくなる話なんです。

だから、だめでもともとで、人間というのは行っていくわけですよ。それがトップに立つ者の気持ちなんです。そういう町民の気持ちに伝えていく、そういうことがトップとしてのあり方だと思うんですよ。常に町民に寄り添っていろんな事業を展開していく。

だから、今回もキヤノンのことをしっかりと決めてこられたのは、それは町長だろうと思います。そして、私は、備品を持ち出すことについても異論はありませんけれども、例えば名前を出せませんけれども、高鍋町とは関係のない部署で早目に備品を出されたところがあります。それが9月8日以前だったかどうかというのは私はわかりませんが、でも、仮契約をしたときから、あれは高鍋町のものであるということは、両方、相理解をしているというふうに私は思うんですね。

本会議場で契約を認めないから、まだ契約はなっていないということではない。仮契約をした時点で、これは高鍋町のものになりますといった時点で、本来なら、あそこから備品を持ち出すときには、高鍋町の許可を受けてしっかりと出さなければいけない、そういうことがルールだと思うんですよ。町民の財産だから。全部の高鍋町の財産ですよ。だから、そういうことを私はお願いしているわけですよ。そういうルールをしっかりとわきまえてほしい。

私たちは、そういうルールを持って成り立っている。議会というのは、法律、自治法などを含めて、そういう法に照らして間違っているか間違っていないかを見ていくところなんです。それからすると、私はまだ高鍋町のもんです。まだ高鍋町のもんですから、一言言っていたら、だめでもともとで言っていたら、私はそれでいいわけですよ。言わないで、この議場で即お断りになるちゅうこと自体、あの運動会の場で、いや、だめ

ですよとお断りになられた、そういう態度を戒めてほしいと私は申し上げているんですよ。

そうでないと、即断即決がいいときもありますけれども、地方自治体というのは即断即決ができない。議会というワンクッションがあつて、二元代表制のもと、しっかりと議会と相談をしながら進めていくというのがルールです。ルールは守らなければならない。仕方がない。だから、そういうことをしっかりとこの際、町長にもおわかりいただきたい。

そして、その上で、十分町民の意向を知ることになれば、町民の意向に従って、どうせだめだとわかっているのに何で言わなきゃいけないのかなと思う気持ちは随分あると思います。しかし、そこでワンクッション置いて、言うだけは言いましょうというふうに、なぜ答弁していただけないのか、非常に残念でなりません。

だから、これは町長の一存にあとなるわけですから、でも、私は希望したいと思います。だめでもともとでも言っていたきたい。そう要望したいと思います。答弁は要りません。

○議長（永友 良和） いいですか、答弁は要らないということですが。（「要りません」と呼ぶ者あり）町長、いいですか。町長。

○町長（黒木 敏之君） 実は解体は高鍋町がやるわけでございます、どれだけ解体せずに済むかというのは、もう以前に検討はずっとしてきたわけです。解体しなければいけないほど、我々、出費は済むわけでございますので、多くの建物を現存のまま利用していただくのが高鍋町にとって一番のメリットでございますので、それはもう望むところでございます。

ただ、現在はもう解体の契約が済んでいるわけでございます。解体業者というのは、建物、あるいは中にある物も全て見ての見積もりでございます、実は中で使える物も、いろんな形でその費用の中で見られますので、余り大胆にいろんな物を持ち出すようなことがあると契約に触れるというふうに私は認識しております。

それと、実は農業大学校を初め、高鍋町を初め、必要な物はいろいろと持ち出すということでした。ただ、副町長も言いましたが、余り町民の方に開放すると、とんでもない状況になって、收拾がつかない。あるいは、例えば極端に言えば、とんでもない物まで持ち出されると、見積もりが済んだ後に持ち出しが困る物というのが出てくると契約違反になりますので、そのところは、今の状況は、私は決して町民のためになってないというふうには考えておりません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

しばらく休憩いたします。

午前10時41分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

17番、青木善明議員。

○17番（青木 善明君） 工事の工期日程について、まずお伺いいたします。

それから、先ほど建設管理課長が答弁されましたように、住民説明を終えて、安全の確保ということも言われました。私が一番懸念するのは、子どもさんですね。あそこが通学路になっていると思うんですけども、大型車両、大型重機などなど頻繁な、普通の状態から非常に目まぐるしい状態が出てくるのではないかと想定されますが、子どもの安全確保の徹底について、教育委員会としてはどのように認識し、どのように今後対応されていかれようとしておられるのかお尋ねいたします。

それから、今後、工程会議等々が行われると思いますが、その窓口は政策推進課でよろしいのか、また、ほかの課になるのか、そこ辺も含めてお願いいたします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 子ども、児童生徒の安全ということで、先ほど建設管理課長が地元説明会の中でのお話をしました。地元からの要望としても、通学生の安全確保を優先にしてほしいということがございますので、まだ工程会議等が始まっていませんので、詳細についてはまだ学校等にもおろしておりませんので、今後、工程会議等の中で、当然町としては請負業者に児童生徒の通学、登下校時の安全確保についてはもう求める形になりますので、そういった情報につきましては、教育委員会と町長部局と連携を図りまして、学校のほうともまた十分な周知を図って、児童生徒の登下校の安全に最優先に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） まず、工期についてでございますけど、30年の2月16日ということでしております。

それと、工程会議については、うちが窓口になって、関係課とあわせて、工事関係者も含めてですけど、そういう中で随時工程会議を開催することにしております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 落札率が94.何%と言われましたが、予定価格は設計委託されておると思いますが、その設計委託の単価になるのか。そして、今回、最低下限価格を設定された場合には何%で設定されているのか。

それと、業者名、6社ぐらい言われましたけども、全部建築業者であったと思うんですが、なぜ本業にしておる解体業者の指名がなかったのか、それを伺いたいと思います。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時48分休憩

.....

午前10時49分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 予定価格につきましては、3億7,225万6,000円であ

ります。制限価格については、2億9,780万4,799円でございます。

以上でございます。――80%であります。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 今回の指名業者の選定ですけども、一般的な解体工事、一般的といえますか、小規模な解体については、とび・土工かと思います。ただ、今回の建築物については、大規模ですとか、高層な建物もあるということで、建築業から6社を指名をさせていただきます。

以上です。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 先ほど答弁いたしました価格につきましては、消費税抜きでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） 先ほどから安全確保、また工期、その他いろいろ議員さんたちが聞かれたと思うんですが、この中で一番問題になるのは騒音だと思いますので、役場として今度、政策推進課が担当になると思うんですが、多分この工期だと夜間作業とかが発生すると思いますので、しっかりとデシベル測定をしてもらって、厳重に注意しながらやっていかないととは思っているんですが、お考えはどうでしょうか。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 騒音につきましては、工事業者と十分話し合いながら、住民に迷惑かけないように、そういうことを指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） そしたら、このデシベル測定というのは、もう政策推進課ではかりますか、それとも業者にはからせますか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 騒音のデシベルの器械については、町民生活課が所有しておりますので、業者にも確認させたいと思いますが、うちのほうでも確認したいと思います。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） よろしくをお願いします。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第55号高鍋町工業用地造成事業建物解体工事請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成29年第1回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員